総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要（平成25年

2．分野等別状況（2）地域活性化総合特区 ③アジア分野（5/5）

	評価区分（*1）	総合評価（ⅠとⅡの平均値にⅢを加味）	Ⅰ目標に向けた取組の進捗に関する評価	Ⅱ支援措置の活用と地域独自の取組の状況	Ⅲ現地調査時の指摘事項及び対応状況　等（*2）	総合評価に係る専門家所見（主なもの）
ながさき海洋・環境産業拠点特区（長崎県等）	準	C 3.1	C 2.6 進捗度 ・県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量 103% ・県内造船所におけるバラスト水処理装置の取扱件数（新造船、修繕等） 23% 等	B 3.6 規制の特例等 ・同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減 等 財政支援等 ・海洋・環境関連企業の集積（海洋における地球温暖化対策に貢献する高付加価値船や省エネ船に係る分野の建造を促進するための環境整備） 地域独自の取組 ・元気なものづくり企業成長応援事業補助金 等	±0.00	・現時点では、数値目標として結果がでているものとそうでないものがはっきり分かれている。 ・海洋環境保全に繋がるバラスト水処理装置（※1）の取扱件数の拡大は、条約発効の時期（※2）等により需要期が左右されるが、重要な案件であり鋭意努力を望みたい。 ※1：「バラスト水処理装置」とは、バラスト水（船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水）により有害水生生物が越境しないよう、バラスト水中の水生生物を一定水準以下にして排水する装置。 ※2：国際海事機関（IMO）の決議に基づくバラスト水管理条約は、平成27年度以降に発効すると見込まれている。

◆評価書はこちら　◆評価結果はこちら

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。　*2)「Ⅲ」については、「地方公共団体による総合評価の状況について」も評価している。